

第4期 羽曳野市
地域福祉計画

第4期 羽曳野市
地域福祉活動計画
【概要版】



令和3年(2021年)3月

羽曳野市

社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？

地域福祉とは

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障害などの有無にとらわれず、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みをつくり、それを持続させていくこととされています。

現在では複合的かつ深刻な問題が私達のまわりで顕在化しています。また、コミュニティや住民の地域福祉に対する意識を高めることの難しさや社会的孤立の深刻化等も大きな課題となっています。

これらの課題を解決していくため、さまざまな日常生活上で発生する諸問題（地域生活課題）に対して、①個人（市民一人ひとり）や家族が自ら解決すること（**自助**）、②近隣住民の支えあい（**近助**）やボランティア・NPO等による支えあい活動（**共助**）、③市等による支援（**公助**）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。市や社会福祉協議会と住民・福祉団体・福祉施設関係者・企業等が、羽曳野市の地域福祉推進に向けて心を一つにして取り組んでいくことで、5年後の未来を大きく明るく変えることができると考えます。

計画の位置づけ

地域福祉を推進するための計画には、市が策定する「**地域福祉計画**」と、社会福祉協議会が策定する「**地域福祉活動計画**」の2つの計画があります。

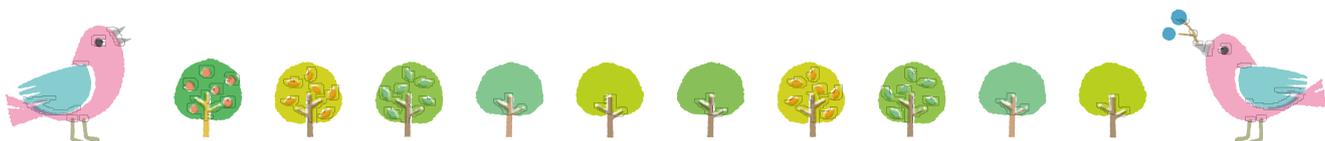
「**地域福祉計画**」は、社会福祉法第107条に基づいて市町村が策定する計画で、地域福祉を推進するための「**理念**」と「**仕組み**」をつくる計画です。

「**地域福祉活動計画**」は、社会福祉法第109条に基づく地域福祉を推進する上での実践的な計画として、社会福祉協議会が中心となり、地域住民やボランティア、NPOなどの関係団体、事業所などとともに取り組んでいく福祉活動の自主的・自発的な行動計画で、小学校区ごとの福祉活動計画の指針となります。

「**地域福祉計画**」と「**地域福祉活動計画**」は、地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、市と社会福祉協議会の協働により両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性をもって地域福祉を推進していくものとしします。

計画の期間

本計画の計画期間は、2021年度（令和3年度）を初年度として、2025年度（令和7年度）までの5年間を計画期間とします。



羽曳野市の地域福祉を取り巻く現状と課題

(1) 住民同士の支えあいの仕組みづくり

- 多様性を尊重し合い、それぞれが地域と関わりを持つことができるよう、情報発信、世代間交流などにより、福祉意識の醸成に取り組む必要があります。

(2) 多様な機関による連携・協働の仕組みづくりの充実

- 地域生活課題が複雑化・複合化し、「包括的に受け止める」相談が求められています。地域の専門職と協働し、全世代・全対象に、漏れ落ちのない相談体制を整備していく必要があります。

(3) 地域ぐるみの安全・安心なまちづくりの推進

- 見守り等を行うことで地域のつながりを構築すると同時に、避難行動要支援者台帳を活用した防災訓練など、災害発生時を予想した支援体制づくりをさらに進めていく必要があります。

(4) ウィズコロナ社会における新しい生活様式を取り入れた地域福祉活動の展開

- 新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、人と人との関わり方は多様化しています。行動範囲を狭めた分、身近な範囲への関心やつながりを深める機会となるよう、「新しい生活様式」を取り入れた活動の展開を模索しながら推進していく必要があります。

計画の基本理念

住民が住み慣れた地域で、お互いに関係を築きながら、地域における見守りや助けあいが行われ安心して暮らし続けられるよう、ネットワーク「ささえあいネットはびきの」の実現を目指します。

基本理念

誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる

支えあいのまち 羽曳野

～「ささえあいネットはびきの」の実現に向けて～

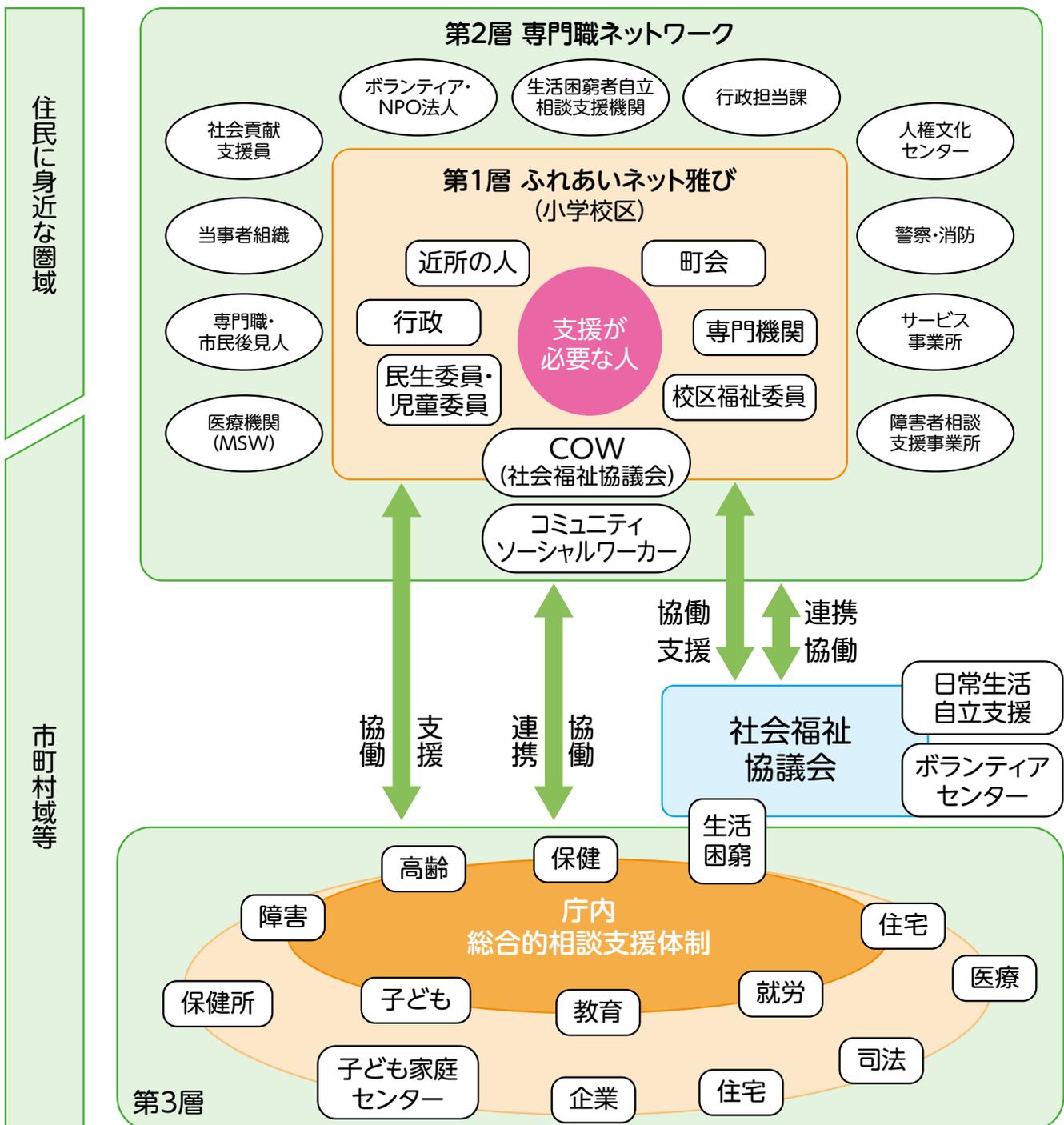
また、地域に住む人たちが主役となって、一人ひとりが「ふだんのくらしのしあわせ」を感じられる地域を作っていくため、「一人ひとりの想いをつなぎ 結びあう地域づくり」を「地域福祉活動計画」の理念とします。

重点施策

羽曳野市の包括的な支援体制をより強化していくため、「ささえあいネットはびきの」の取り組みを拡充させていきます。

- 第1層 ふれあいネット雅びを中心とした相談援助・地域づくりのエリア (小学校区)
- 第2層 専門職と地域をつなぐ包括的ケアネットワークエリア
- 第3層 政策立案及び広域連携のエリア (市全域)

「ささえあいネットはびきの」イメージ



基本目標① 地域活動を支える担い手づくり(人づくり)

(1)ともに支えあい・助けあう意識づくり

家庭、地域、学校等が連携して、子どもたちの思いやりの心を育むとともに、大人になってからは、その心にさらに磨きをかけ、実践活動につなげていくことができるよう、きっかけづくりを中心に、福祉のことをもっと知ってもらう手助けをします。

取り組み

- 福祉意識の醸成(地域福祉を推進するための福祉教育)
- 福祉教育の推進(学校教育における福祉教育)



(2)地域における担い手づくり

地域活動の担い手不足が大きな課題となっていることから、少しの人が多くのものを背負うのではなく、多くの人が力を出し合ってお互いに支えあう地域活動を目指します。

また、市民同士のコミュニケーションが円滑に図られ、良好な地域社会が形成できるよう、各種団体の活動をさらに活発にし、次代を担う人材を地域で育成していくとともに、無関心層にも関心を持ってもらえるように広報の工夫や地域の福祉イベントの開催・支援等を行います。

取り組み

- 支える人の数を増やす取り組み(身近な場所での参加支援、ボランティアの育成・支援、民生委員・児童委員への活動支援)
- 支える人の幅を広げる取り組み
- 地域住民同士で支えあう仕組みづくり

(3)多様な交流の推進(住民の結びつきを広げる支援)

住民同士がちょっとした手助けを気軽に頼んだり頼まれたりできるような関係の構築に向けて、さまざまな人や関係機関が集まり地域について話し合い、学び合うことにより、住民同士の結びつきを広げるための支援を行います。

取り組み

- 住民のニーズに合った取り組みの支援(世代を超えた交流の促進、地域について話し合える場づくり)
- 地域の取り組みを支援する仕組みづくり



基本目標② ともに支えあい、助けあう地域づくり(仕組みづくり)

(1) 住民一人ひとりのニーズ発見の仕組みづくり

地域のちょっとした困りごとなどを把握していくためには、性別や年齢に関係なく、住民一人ひとりが最も身近な地域において、お互いに助けあって生活することができる関係を築くことが大切です。人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加するように働きかけます。

取り組み

- 必要とする人が支援につながる仕組みづくり
- 住民が地域のニーズを発見できる仕組みづくり(地域での声かけや見守り、住民が制度やサービスを学べる機会や地域の課題について話し合いが持てる場の提供)

(2) 地域におけるセーフティネットづくり

関係機関や団体等と連携し、身近なところで気軽な相談から専門的な相談まで対応できるよう、ニーズに対応した情報提供や相談体制を構築し、支援の必要な時に、必要な支援に適切につながるができる仕組みづくりを推進します。



取り組み

- 包括的・重層的な支援体制の充実(ふれあいネット雅びと専門職のネットワーク)
- 生活困窮者への支援(生活困窮者の積極的な把握、関係機関との連携、就労支援)
- 貧困状態である子どもへの支援
- 虐待防止の仕組みづくり



(3) 必要な人が福祉サービスを利用できる仕組みづくり

市では多様な福祉サービスを提供していますが、その情報を得ることができなければ、サービスを利用することはできません。情報提供の内容や手段等を工夫しながら、必要な情報が容易に入手できる環境づくりを進めるとともに、窓口の充実や相談員の資質向上等に努めながら、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

取り組み

- 市民の健康づくり(健康づくり、介護予防の推進)
- 必要な人が必要な福祉サービスを利用できる仕組みづくり(情報提供の工夫、市や事業所などの専門機関のアプローチ)
- サービス利用者を守る仕組みづくり(利用者の権利擁護、苦情解決)
- サービスの質の向上



基本目標③ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり (環境づくり)

(1) 誰もが地域社会とつながれるまちづくり

すべての人が孤立、排除された状態ではなく、社会の構成員として迎えられ、支えあいながら共に生きるという「ソーシャル・インクルージョン」の考え方を共有し、主体的にできることから一つひとつ取り組みを積み重ねていくことが重要です。

誰もが同じ地域に住む一員として、誰一人取り残さず、ともに暮らすことができるまちづくりに取り組んでいきます。

取り組み

- 社会的排除を生まない、開かれた地域をつくる取り組み (再犯防止に向けた取り組み)
- 認知症や障害者の生活を支える仕組みづくり (権利をまもる取り組み)

(2) 誰もが住みよい防災・防犯に強いまちづくり

地域のすべての人が犯罪や事故、災害の不安がない、安全で安心な生活を送ることができるよう、地域と市が協働し、防犯や交通安全活動、防災体制づくりを進めていきます。市民自らが地域福祉の主体となって、支えあい、助けあいの活動を推進できるような支援を行います。

また、安心して移動や外出できる環境づくりのために、歩道や施設の整備といったハード面だけでなく、自分以外の人のことを考えるちょっとした気配りや思いやりの大切さを普及しながら、困っている人がいたら自然に手を貸すことができるような、人にやさしいまちの実現に努めます。

取り組み

- 災害に強いまちづくり (避難行動要支援者支援、危機管理室との連携)
- 防犯のまちづくり
- バリアフリー環境の整備



計画の推進にむけて

(1) 計画の普及啓発

地域福祉は、羽曳野市で生活を営む市民一人ひとりが中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの市民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。広報紙やホームページ、公共施設での配布などを通じて市民への周知を図ります。

(2) 地域住民、関係団体、事業者、市の協働による計画の推進

保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、市の担当課だけでなく、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力し合う体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

また、地域の福祉活動の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが必要であることから、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、社会福祉協議会の機能を強化していきます。

(3) 地域福祉推進委員会による進行管理

本計画を総合的に推進していくため、市民参加の視点から意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する市民の意識や活動実態の把握に努めます。

また、市と社会福祉協議会、関係団体と協働で、実施事業や取り組みの達成度について、毎年点検・評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行っていきます。



第4期羽曳野市地域福祉計画 第4期羽曳野市地域福祉活動計画【概要版】 (令和3年3月)

編集・発行

■羽曳野市 保健福祉部 福祉総務課
〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号
TEL : 072-958-1111 (代表)
FAX : 072-947-3840

■社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会
〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号
TEL : 072-958-2315
FAX : 072-958-3853